マイナンバーの通知カードは届きましたか？

～希望される方は個人番号カードの申請を～

マイナンバー通知カードなどに関するQ&A

【問合先】＝●マイナンバー制度に関すること：本庁行政改革推進課行政改革グループ　TEL(23)5111（内線4132）
●個人番号カードなどに関すること：本庁市民課住民グループ　TEL(23)5111（内線5980・5982）

1 「通知カード」はいつ届くの？

本市では、**11月下旬以降**、世帯ごとに順次、住民票の住所地へ配達されています。

＊転送不要の簡易書留で送付されます。

通知の見本

2 「通知カード」を受け取れなかった場合は？

「通知カード」は、世帯員への手渡しになるため、留守の場合は、**ピンク色**の不在連絡票が配布されます。郵便局での預かり期間は1週間で、その間に受け取りができなかった場合は、市役所本庁・各支所へ戻され、3カ月程度保管されます。戻された方の分は調査を行い、住所に変更があった方については、新住所に再送します。

住所に変更が無かった方については、**「通知カードが返戻された旨と通知カードの窓口交付についての案内のはがき」**を送付します。内容を確認の上、来庁ください。本人確認を行い、通知カードの交付を行います。

3 「通知カード」が届いたらどうすればいい？

1. まず、次の書類（①～③）が入っているかを**確認**してください。

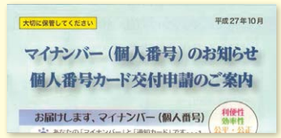

②ご案内

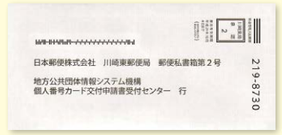

③返信用封筒（※１世帯に１通）

①上：通知カード
下：個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書

2. マイナンバーは原則、生涯変更されません。むやみに他人に提供することはできませんので**「通知カード」は大切に保管**してください。
3. 「個人番号カード交付申請書」は、**「個人番号カードの交付申請手続きに必要**です。

4 「個人番号カード」って何？カードを持つメリットは？

これまでの住民基本台帳カードに替わるプラスチック製のカードです。**平成28年1月以降、行政機関などでの各種手続き時に「個人番号の確認」と「本人確認」が必要**となりますが、**このカードのみで手続きができます**。このほか、コンビニなどで住民票の写しなどの交付が受けられます。

＊初回交付は無料となります。
＊「住民基本台帳カード」を持っている方が、「個人番号カード」の交付を受けたときは、「住民基本台帳カード」を返納する必要があります。

←個人番号カードの見本（表）

←個人番号カードの見本（裏）

5 「個人番号カード」の交付申請はどうしたらいい？

1. 「個人番号カード」の交付を希望される方は、同封されている「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」の記載内容を確認し、**申請日の記入、署名・押印の上、顔写真を貼り付けてください。**
2. 同封されている返信用封筒で、送付してください。
3. **平成28年1月以降、「個人番号カード」の交付を開始**します。

＊スマートフォンでの申請もできます。

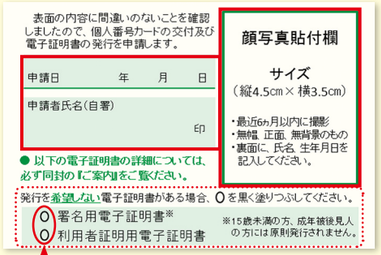

個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書（裏）

（注）署名用電子証明書はe-Tax（イータックス）などの電子申請、また利用者証明用電子証明書はコンビニ交付サービスなどを提供するためのものです。こちらを黒く塗りつぶすとサービスが利用できなくなります。

6 「個人番号カード」の受け取りはどうすればいい？

1. カード交付の準備ができたら、市役所本庁・各支所から、**「交付通知書（はがき）」**を送付します。（次段参照）
2. 「交付通知書」には、交付期限、交付場所、必要書類など、重要な事項が記載されていますので、必ず確認してください。

また、**カードの受け取りは、原則、本人**となります。

		交付の際に必要な物						
交付を受ける人	本人	・交付通知書（はがき） ・通知カード ・住基カードまたは運転免許証など顔写真付公的身分証明書 ＊持っていない方は、健康保険証、年金手帳、預金通帳など２点が必要						
	※代理人	・交付通知書（はがき） ・通知カード ・委任状 ＊交付通知書「委任状欄」への記入で足ります。 ・本人の来庁が困難であることを証する書類 ＊診断書、障害者手帳など	＋	本人の身分証明	・住基カードまたは運転免許証など顔写真付公的身分証明書 1点 ＋ ・健康保険証、年金手帳等など 1点	＋	代理人の身分証明	・住基カードまたは運転免許証など顔写真付公的身分証明書 1点 ＋ ・健康保険証、年金手帳等など 1点

＊本人が病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により、交付場所に来ることが難しい場合に限って、代理人にカードの受け取りを委任できます。

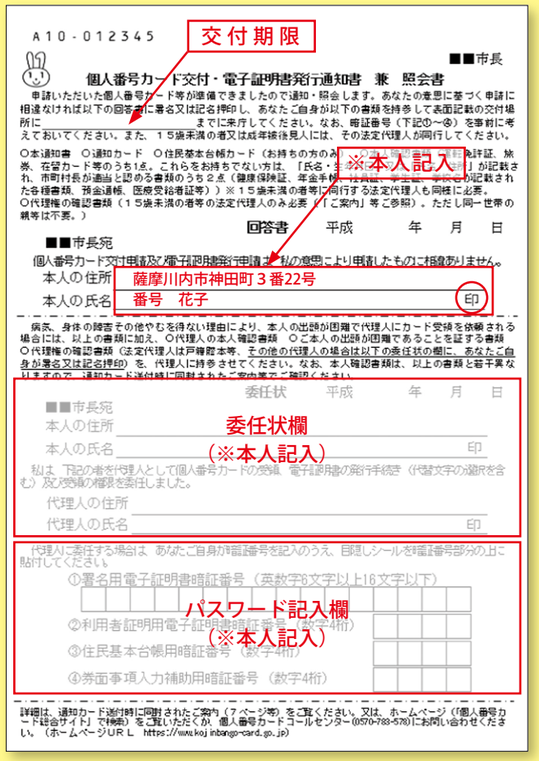

交付通知書（裏面）

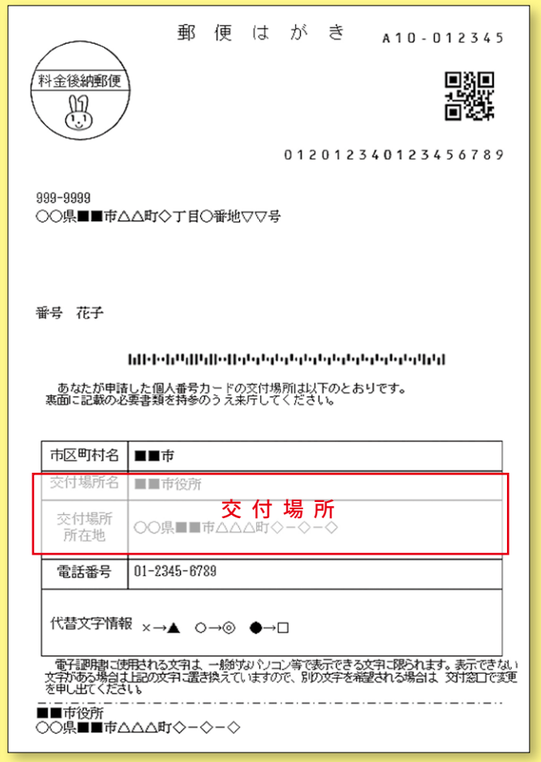

交付通知書（表面）

注意　マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や、個人情報の取得を狙う電話、メール、手紙、訪問などの被害に遭わないよう、十分気を付けましょう。

【電話詐欺の事案】

公的相談窓口を名乗る者から電話があり、偽のマイナンバーを教えられた。その後、公的機関に寄附したいという別の者から連絡があり、そのマイナンバーを貸してほしいと言われたので教えた。翌日、寄附を受けたとする機関を名乗る者から、「マイナンバーを教えたことは、犯罪に当たる」と言われ、記録を改ざんするための金銭を請求され、お金を渡した。

＊「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」といった依頼は、詐欺の手口です。
＊国の機関や地方自治体などが、口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることは一切ありません。

不審な電話などを受けたら・・・
▼本庁保護課生活支援相談グループ
TEL(23)5111（内線2572）
＊土・日曜日、祝日（10時～16時）は、消費者ホットライン（188）へ